

介護保険の申請について

介護保険の要介護認定申請は、下記の窓口かマイナポータルでお願いします。

要介護（要支援）認定の申請書の提出先

介護保険課	047-436-2302	湊町 2-10-25	習志野台出張所	047-466-2811	習志野台 2-45-18
二宮出張所★	047-464-1811	滝台 1-1-20	豊富出張所	047-457-2003	豊富町 4
芝山出張所	047-463-2561	芝山 3-10-8	二和出張所	047-447-4507	二和東 5-26-1
高根台出張所	047-465-4331	高根台 1-2-5	西船橋出張所	047-433-4321	西船 4-17-3
船橋駅前総合窓口センター (11 番介護保険窓口)	047-423-3411	本町 1-3-1 (フェイスビル5階)	※連絡所では受け付けしていません。 ※郵送でも受け付けております。郵送での申請の際は 船橋市介護保険課宛に送付してください。 ★二宮出張所 令和8年8月～令和9年9月 休館		

申請できる人：原則として本人。

※本人が申請に行くことができない場合などには、家族や成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます（事業者の一覧表は、申請書の配布場所でお渡しします）。

受付時間：介護保険課・出張所 月曜～金曜 午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始を除く）
船橋駅前総合窓口センター 下記枠内をご覧ください。

必要書類：介護保険要介護（要支援）認定申請書（上記受付窓口に用意してあります）
介護保険被保険者証（原本）
医療保険加入情報がわかるもの（写し可）
※主治医意見書の依頼先がわかるもの（診察券など）をお持ちください。
※主治医意見書の作成依頼は、市から医療機関などに郵送で行います。



マイナポータル（ぴったりサービス）で、認定申請や再交付申請、負担限度認定申請など、一部の手続きができます

<https://myna.go.jp/>



船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階 11 番窓口）での 介護保険の業務案内

- 要介護認定（新規・更新・変更）の申請
- 介護保険事業所一覧の配布
- 負担限度額の認定申請
- 居宅サービス計画作成依頼届出書の受付
- 高額介護サービス費等の支給申請
- 保険料の納付、口座振替の手続き
- 保険料の納付確認書の交付
- 被保険者証等の再交付の申請
- 被保険者証等の回収
- 要介護認定者の転入に係る申請

窓口の開館日時と休館日

区 分	曜日など	受付時間
開館日	月曜日～金曜日	午前9時～午後8時
	第2・第4土曜日とその翌日の日曜日※	午前9時～午後5時
休館日	第1・第3・第5土曜日とその翌日の日曜日	休み
	年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）	
	祝休日	

※祝休日と重なる場合も開館します。

※天災・感染症対応、施設点検等の理由で、受付時間および取扱業務を縮小し、臨時休館日を設ける場合があります。その際は市ホームページや広報等でお知らせいたしますのでご了承ください。